

公益社団法人 益田青年会議所

役員選任に関する規定

303



Junior Chamber International Japan

MASUDA



第9条 任期中に役員に欠員を生じたときは、理事長の場合は副理事長の内より、副理事長及び専務理事の場合は理事の内より、理事会において選出し決定する。理事、監事の場合は正会員の内より所定の手続きにより選出の上決定する。この場合の任期は前任期満了までとする。

#### 附 則

- 1.この定款は、昭和63年1月1日から施行する。
- 2.平成6年1月1日より一部改正
- 3.平成22年8月20日より一部改正
- 4.令和 2年5月15日より一部改正